

市第94号議案

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部改正

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成 6 年 9 月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「幼児」を「幼児等」に、「6 歳」を「7 歳」に改め、同項第 3 号中「幼児」を「幼児等」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号中「幼児（）」を「幼児等（）」に、「対象幼児」を「対象幼児等」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「対象幼児」を「対象幼児等」に改め、同項第 1 号アからカまでの部分以外の部分中「対象幼児」を「対象幼児等」に、「カ」を「キ」に改め、同号アからオまでの規定中「対象幼児」を「対象幼児等」に改め、同号カ中「対象幼児」を「対象幼児等」に、「同日以後の最初の 3 月31日」を「7 歳に達する日の属する月の末日」に改め、同号に次のように加える。

キ 対象幼児等が 7 歳に達する日の属する月の翌月の初日から同日以後の最初の 3 月31日までの間にあるときは、7 歳に達する日の翌日

第 4 条第 3 項各号列記以外の部分中「オ」を「カ」に、「対象幼

児」を「対象幼児等」に、「同号カ」を「同号キ」に改め、同項第 1 号から第 5 号までの規定中「対象幼児」を「対象幼児等」に改め、同項第 6 号中「同日以後の最初の 3 月 31 日」を「7 歳に達する日の属する月の末日」に、「対象幼児」を「対象幼児等」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (7) 7 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から同日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある対象幼児等については、7 歳に達する日の翌日

第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 7 条中「対象幼児」を「対象幼児等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に対象幼児等が受けた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に対象幼児等が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

幼児等の医療費助成の対象年齢の引上げを図るため、横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市小児の医療費助成に関する条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（定義）

第2条 この条例において「小児」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）を卒業する日又は修了する日の属する月の末日（中学校等を卒業する日又は修了する日の属する月の末日に入院している場合で、当該入院が同日以後継続するときは、当該入院が終了した日。ただし、当該卒業する日若しくは修了する日の属する月の末日又は当該入院が終了した日が、18歳に達する日の属する月の末日を経過するときは、18歳に達する日の属する月の末日）までの間にある者をいい、小児を次のように分ける。

（第1号省略）

- (2) $\frac{\text{幼児等}}{\text{幼児}}$ $\frac{7\text{歳}}{6\text{歳}}$ に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ
る者のうち乳児以外の者
- (3) 児童 小児のうち乳児及び $\frac{\text{幼児等}}{\text{幼児}}$ 以外の者

（第2項から第5項まで省略）

（医療費の助成）

第4条 横浜市は、対象小児が医療取扱機関において保険各法により医療を受ける場合に要する次に掲げる費用（食事療養に係る費用を除く。）のうち、当該対象小児の保護者が負担すべき額（以下「自己負担額」という。）に相当する額を助成する。

- (1) 対象小児のうちの乳児（以下「対象乳児」という。）及び $\frac{\text{幼}}{\text{幼}}$

児等（以下「対象幼児等」という。）にあっては、医療に係る
児（対象幼児）
費用

（第 2 号省略）

- 2 前項の規定にかかわらず、対象幼児等及び対象児童の保護者に
対する助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
当該保護者の所得が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」と
いう。）並びに当該保護者の扶養親族等でない 18 歳に満たない者
で当該保護者が当該所得のあった年の 12 月 31 日において生計を維
持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上である
ときは行わない。

- (1) 対象幼児等
対象幼児の保護者に対する助成にあっては、次のアからキ
カまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキ
カまでに定める日が
、 1 月から 6 月までの間にある場合はその日の属する年の前々
年の所得、 7 月から 12 月までの間にある場合はその日の属する
年の前年の所得とする。

ア 対象幼児等
対象幼児が 1 歳に達する日の属する月の翌月の初日から
2 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、 1
歳に達する日の翌日

イ 対象幼児等
対象幼児が 2 歳に達する日の属する月の翌月の初日から
3 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、 2
歳に達する日の翌日

ウ 対象幼児等
対象幼児が 3 歳に達する日の属する月の翌月の初日から
4 歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、 3
歳に達する日の翌日

エ 対象幼児等が4歳に達する日の属する月の翌月の初日から
対象幼児
5歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、4
歳に達する日の翌日

オ 対象幼児等が5歳に達する日の属する月の翌月の初日から
対象幼児
6歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、5
歳に達する日の翌日

カ 対象幼児等が6歳に達する日の属する月の翌月の初日から
対象幼児
7歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときは、6
同日以後の最初の3月31日
歳に達する日の翌日

キ 対象幼児等が7歳に達する日の属する月の翌月の初日から
同日以後の最初の3月31日までの間にあるときは、7歳に達
する日の翌日

(第2号省略)

3 前項第1号の場合において、同号アからカまでに定める日が1
月から6月までの間にある 対象幼児等 又は 同号キに定める日が4
対象幼児 同号カ
月2日から6月30日までの間にある 対象幼児等 であって、それら
対象幼児
の保護者の前年の所得の額が前々年の所得の額に達しないときは
、同号に掲げる所得は、次の各号に掲げる 対象幼児等 については
対象幼児
、当該各号に定める日の属する年の前年の所得とする。

(1) 1歳に達する日の属する年の7月1日から2歳に達する日の
属する月の末日までの間にある 対象幼児等 については、1歳に
対象幼児
達する日の翌日

(2) 2歳に達する日の属する年の7月1日から3歳に達する日の
属する月の末日までの間にある 対象幼児等 については、2歳に
対象幼児
達する日の翌日

- (3) 3 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 4 歳に達する日の属する月の末日までの間にある 対象幼児等 対象幼児 については、3 歳に達する日の翌日
- (4) 4 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 5 歳に達する日の属する月の末日までの間にある 対象幼児等 対象幼児 については、4 歳に達する日の翌日
- (5) 5 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 6 歳に達する日の属する月の末日までの間にある 対象幼児等 対象幼児 については、5 歳に達する日の翌日
- (6) 6 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から 7 歳に達する日の同日以後の最初の属する月の末日 3 月 31 日 までの間にある 対象幼児等 対象幼児 については、6 歳に達する日の翌日
- (7) 7 歳に達する日の属する年の 7 月 1 日から同日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある対象幼児等については、7 歳に達する日の翌日

(第 4 項省略)

(医療証の交付)

第 5 条 この条例による助成を受けようとする対象乳児又は 対象幼児等 対象幼児 の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

(助成の方法)

第 6 条 対象乳児又は 対象幼児等 対象幼児 に係るこの条例による助成は、当該対象乳児又は 対象幼児等 対象幼児 が医療取扱機関に医療証を提示して医療を受けた場合に、自己負担額に相当する額を横浜市が当該医療取扱機関に支払うことにより行う。ただし、対象乳児又は 対象幼児等 対象幼児

児等の保護者が自己負担額を当該医療取扱機関に支払った場合で、市長が特に理由があると認めるときは、その申請に基づき、自己負担額に相当する額を当該保護者に支払うことにより行う。

(第2項省略)

(届出義務)

第7条 対象乳児又は対象幼児等の保護者は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。